

○大府市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源の確保並びに広範な生活情報の提供による市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市が行う事業において広告媒体としての利用が可能なものを活用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げるもののうち、広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）が可能なものをいう。
 - ア 公有財産
 - イ 物品
 - ウ 印刷物
 - エ その他広告媒体として広告掲載ができるものとして市長が認めるもの
- (2) 広告掲載等 広告媒体への広告掲載又は広告を掲載した広告媒体の無償提供のことをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載に関する基準は、別に定めるものとする。

(広告掲載の規格等)

第4条 市長は、広告掲載等に係る次に掲げる事項（以下「広告掲載の規格等」という。）について、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

- (1) 広告又は広告媒体の規格
- (2) 広告の募集数又は広告媒体の数量
- (3) 広告掲載の位置
- (4) 広告掲載の期間
- (5) 広告掲載料
- (6) その他市長が必要と認める事項

(広告掲載等の募集)

第5条 広告掲載等の募集は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとし、募集方法に関する事項は、別に定めるものとする。

- (1) 市が直接行う方法
- (2) 広告代理店が行う方法

(広告掲載等の申込み)

第6条 広告掲載等を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載等申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
- (2) 法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し）
- (3) 住所を有する市町村の法人又は個人の市町村民税の納税証明書（市外の事業所等

のみ)

- (4) 広告案、事業計画書等の広告掲載に係る書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(広告掲載等の審査及び選定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、その結果を広告掲載等決定通知書（第2号様式）又は広告掲載等却下通知書（第3号様式）により申込者に通知する。

2 前項の審査の結果、その内容が適当であると認められるものが広告掲載等の募集数を超えた場合において、次の各号の順序により、広告掲載等を行うものを選定する。ただし、広告媒体ごとの選定に係る順序が次の各号の順序と異なる場合は、別に定めるものとする。

- (1) 市内に本社、本店等を有するもの
- (2) 市内に支店、営業所等を有するもの
- (3) 前2号に該当しないもの

3 前項の規定によって選定する場合において、同位のものが複数あって広告掲載等の募集数を超えるときは、同位のもののうちから抽選により、広告掲載等を行うものを選定する。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告掲載等の決定の通知を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）は、市長が指定する期日までに、承諾書（第4号様式）を提出するとともに、市が発行する納付書により広告掲載料を納入しなければならない。ただし、無償提供により広告掲載料を徴収しない場合は、この限りでない。

(広告掲載を依頼する者の選定)

第9条 広告媒体への広告掲載を依頼する者を広告掲載者が選定する方法は、第7条第2項各号及び第3項に準ずるものとする。

(広告掲載者の責任)

第10条 広告掲載者は、広告掲載又は広告の内容により発生する負担その他広告掲載に関するすべての事項について、責任を負わなければならない。

(広告掲載等の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。
- (2) 広告内容が広告案、事業計画等と著しく相違するとき。
- (3) 広告掲載料が指定する期日までに納入されなかったとき。
- (4) 広告に関する原稿等が指定する期日までに納入されなかったとき。
- (5) 書面により広告掲載者の決定の取消しの申出があったとき。
- (6) その他市長が広告掲載を適当でないとしたとき。

2 前項の規定により広告掲載する旨の決定を取り消したときは、広告掲載等決定取消通知書（第5号様式）により広告掲載者に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 納入された広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載料の全部又は一部を還付する。

(1) 広告掲載開始前において、広告掲載者の責めに帰することができない理由により広告掲載できなかったときは、既納の広告掲載料を還付する。

(2) 広告掲載開始後において、広告掲載者の責めに帰することができない理由により広告掲載できなくなったときは、広告掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を還付する。この場合において、還付する額は、1日当たりの広告掲載料の額（納入すべき広告掲載料を広告掲載の日数で除した額とする。）に広告掲載できなかった日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 広告掲載料の還付を受けようとする広告掲載者は、広告掲載料還付請求書（第6号様式）により市長に請求するものとする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

（大府市有料広告掲載等審査委員会）

第13条 広告掲載等の可否等について審査するため、大府市有料広告掲載等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の所掌事務）

第14条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

(1) 広告掲載等の可否に関すること。

(2) 広告掲載の規格等の決定に関すること。

(3) その他広告掲載等に関すること。

（委員会の組織）

第15条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は企画政策部長をもって充てる。

3 委員は、市職員のうちから市長が任命する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第16条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において委員長が招集し、議長となる。

(1) 新たに広告掲載を始めようとするとき。

(2) 別に定める基準によって広告掲載等の可否を判断することが困難である場合において、広告媒体の所管部署から審査の依頼があったとき。

(3) その他委員長が必要と認めるとき。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会の庶務は、企画政策部財政課において処理する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に廃止前の大府市有料広告掲載等審査委員会設置要綱の規定により任命された委員会の委員である者は、この要綱の施行の日に、第15条の規定により、委員会の委員として任命されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成29年11月29日から施行する。